

令和5年第1回設楽町議会定例会（第3日）会議録

令和5年3月24日午前9時00分、第1回設楽町議会定例会（第3日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 原田純子	2 村松純次	3 七原 剛
4 原田直幸	5 今泉吉人	6 金田敏行
7 金田文子	8 高森陽一郎	10 田中邦利
11 加藤弘文	12 山口伸彦	

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	土屋 浩	副町長	久保田美智雄
教育長	大須賀宏明		
総務課長	鈴木浩典	企画ダム対策課長	関谷 恭
津具総合支所長	佐々木智則	生活課長	村松浩文
産業課長	今泉伸康	保健福祉センター所長	後藤武司
建設課長	小川泰徳	町民課長	村松 一
財政課長	原田 誠	教育課長	遠山雅浩
出納室長	今泉 宏		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 加藤直美

5 議事日程

日程第1 議案第1号

設楽町消防団条例の一部を改正する条例について

(総務建設委員長報告)

日程第2 議案第2号

設楽町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

(総務建設委員長報告)

日程第3 議案第3号

設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

(文教厚生委員長報告)

日程第4 議案第4号

町道路線の変更について

(総務建設委員長報告)

日程第5 請願第1号

沖・駒地区における風力発電所建設計画の中止を求める請願
(総務建設委員長報告)

日程第 6 陳情第 1 号
社会福祉法人田口宝保育園の運営を町に委ねることについての陳情書
(文教厚生委員長報告)

日程第 7 要望第 1 号
段戸山国有林内風力発電所建設計画に関する要望書
(総務建設委員長報告)

日程第 8 議案第 15 号
令和 5 年度設楽町一般会計予算
(予算特別委員長報告)

日程第 9 議案第 16 号
令和 5 年度設楽町国民健康保険特別会計予算
(予算特別委員長報告)

日程第 10 議案第 17 号
令和 5 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算
(予算特別委員長報告)

日程第 11 議案第 18 号
令和 5 年度設楽町町営バス特別会計予算
(予算特別委員長報告)

日程第 12 議案第 19 号
令和 5 年度設楽町つぐ診療所特別会計予算
(予算特別委員長報告)

日程第 13 議案第 20 号
令和 5 年度設楽町田口財産区特別会計予算
(予算特別委員長報告)

日程第 14 議案第 21 号
令和 5 年度設楽町段嶺財産区特別会計予算
(予算特別委員長報告)

日程第 15 議案第 22 号
令和 5 年度設楽町名倉財産区特別会計予算
(予算特別委員長報告)

日程第 16 議案第 23 号
令和 5 年度設楽町津具財産区特別会計予算
(予算特別委員長報告)

日程第 17 議案第 24 号
令和 5 年度設楽町簡易水道事業会計予算
(予算特別委員長報告)

- 日程第 18 議案第 25 号
令和 5 年度設楽町下水道事業会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第 19 所掌事務の調査報告
(設楽ダム対策特別委員長報告)
- 日程第 20 発議第 1 号
設楽町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
(追加)
- 日程第 21 発議第 2 号
設楽町議会委員会条例の一部を改正する条例について
(追加)
- 日程第 22 議案第 26 号
令和 4 年度設楽町一般会計補正予算 (第 7 号)
(追加)
- 日程第 23 議案第 27 号
令和 4 年度設楽町簡易水道特別会計補正予算 (第 3 号)
(追加)
- 日程第 24 議案第 28 号
令和 4 年度設楽町公共下水道特別会計補正予算 (第 4 号)
(追加)
- 日程第 25 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
(追加)
- 日程第 26 設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について
(追加)
- 日程第 27 総務建設委員会の閉会中の継続審査について
(追加)

会 議 録

開議 午前 9 時 04 分

議長 おはようございます。いよいよ 4 年間最後の締めめの議会となりました。最後の議会でありますので、議員の皆さん、慎重審議、自分の思いを発言して、充実した議会としたいと思います。よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は 11 名です。定足数に達していますので、令和 5 年第 1 回設楽町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお願いいたします。

町長 皆さんおはようございます。卒業式も終わりました、東京や名古屋あたりでは、桜が満開との報道がされ始めたところでもあります。気候も暖かくなりまして、いよいよ令和 4 年度も残すところあと 1 週間ということでもあります。私、津具から

来ますけれども、こんなに早く桜が咲く津具は、久しぶりだなという感じがしております。

議員各位におかれましても、年度末、大変何かとお忙しいところ、議会の最終日にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。先ほど、議長のお話にもありましたけれども、議員の皆様にとりましては、任期の最後の議会ということでもあります。

去る3月1日に開会されました本定例会も、本日をもちまして閉会となります。令和5年度当初予算をはじめ、補正予算、条例の制定・改正など、議員の皆様方には、多くの議案について十分な審議を賜りまして、感謝申し上げるところであります。

また、来たる4月23日には、設楽町議会議員選挙が執行されますが、この4年間、私にとりましては皆さんと一緒に議員として2年間、そして立場を変え、町長として1年半、いろんなお付き合いをさせていただきました。いろんない議論をしてまいりましたが、議員の皆様方には町政各般にわたりまして、あたたかい御理解と御協力を賜り、順調に町政の運営ができましたことを、この場をお借りしまして、心より感謝と御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

それでは、職員の定期人事異動について申し上げます。

新聞報道にもありましたように、令和5年度に向けた職員の人事異動の内示を3月22日水曜日に行いました。職員数名の退職に伴いまして、一般事務職をはじめ8名の方を新規に採用いたしました。新たな職員体制により、円滑な町政運営に努めてまいります。

そして、もう1点でありますけれども、この日曜日、3月26日10時から、森林Fes in SHITARAというものを開催します。森まつりが無くなるということでもありますので、こういった企画をしております。どうか多くの方に御参加をいただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

さて、本日は、補正予算3件を追加上程させていただきました。議会初日の上程議案と併せまして、慎重審議のうえ、適切な議決を賜りますよう、心よりお願い申し上げます、議会最終日にあたり、私の挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

議長 本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告いたします。

10 田中 おはようございます。令和5年第1回定例会第3日の運営について、3月20日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。

日程第1から日程第7までは委員会付託案件で、一括上程し、委員長報告に対する質疑、討論、採決は1件ごとに行います。

日程第8から日程第18までは、予算特別委員会付託の新年度予算で一括上程し、委員長報告に対する討論、採決は1件ごとに行います。

日程第19は設楽ダム対策特別委員会の報告です。

日程第20から日程第26は追加案件です。

日程第20、日程第21は議員発議の条例制定、条例の一部改正で、単独上程、討論、採決です。

日程第22から日程第24は補正予算で、一括上程し、単独で質疑、討論、採決です。

日程第25、26は議会運営委員会、設楽ダム対策特別委員会の継続審査の申出で

す。

詳細は、お手元に配布の議案等審議一覧のとおりです。

以上です。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

議長 日程第1、議案第1号「設楽町消防団条例の一部を改正する条例について」から日程第7、要望第1号「段戸山国有林内風力発電所建設計画に関する要望書」までを一括議題といたします。

本案は、総務建設委員会、文教厚生委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。

6 金田(敏) 令和5年第1回総務建設委員会委員長報告を行います。

令和5年3月15日水曜日午後3時45分から午後4時12分まで、総務建設委員会を開催いたしました。出席者は、総務建設委員5名全員と議会事務局長、執行部より、町長、副町長、教育長はじめ、担当課長の出席をいただきました。

付託された議案3件、請願1件、要望1件を審議し、審議した結果を報告いたします。

審査事件1、議案第1号「設楽町消防団条例の一部を改正する条例について」を審議いたしました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第2号「設楽町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を審議いたしました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第4号「町道路線の変更について」を審議いたしました。質疑1、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。質疑内容は、以下を御参照願います。

請願第1号「沖・駒地区における風力発電所建設計画の中止を求める請願」についてを審議いたしました。意見4件、全員賛成で趣旨採択とすることに決定いたしました。

要望第1号「段戸山国有林内風力発電所建設計画に関する要望書」についてを審議いたしました。意見1件、全員賛成で採択することに決定いたしました。

「その他」はありませんでした。

以上で、委員長報告を終わります。

5 今泉 令和5年第1回文教厚生設委員会委員長報告をいたします。

3月16日木曜日16時15分から16時27分、文教厚生委員会を開催。出席者、委員6名全員、議会事務局長。執行部からは、町長、副町長、教育長、総務課長、財政課長、津具総合支所長、生活課長、町民課長、したら保健福祉センター所長、教育課長、計10名。付託された議案1件、陳情1件について審議、審議の結果を報告いたします。

審査事件、1「付託事件」、(1)議案第3号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」。質疑3件、討論なし、賛成多数、4対1で原案どおり可決すべきものに決しました。

質疑。出産育児一時金を引き上げるのは大変結構だが、後期高齢者支援金付加

限度額を引き上げることと抱き合わせで改正する意味は何か。答え。たまたま同時期の改正になっただけである。

後期高齢者支援金付加限度額の引上げ分を出産育児一時金の引上げに回すという認識で良いのか。答え。後期高齢者支援金付加限度額の引上げは国民健康保険法施行令の一部改正に伴うものであり、出産育児一時金を引上げは健康保険法施行令の一部改正によるものである。全く別のものと認識している。

この改正により、出産をした母親は喜ぶが、お年寄りには悲しむことになる。それで良いのか。答え。現政府の掲げている、全世代で支えあう社会保障制度の実現ということからきた改正である。理解してほしい。

(2) 陳情第1号「社会福祉法人田口宝保育園の運営を町に委ねることについて」の陳情書。全員賛成で採択すべきものに決しました。

採択意見。過疎化や少子化により宝保育園も万策尽き、やむなく町に運営を委ねるという内容であり、採択すべきである。

2「その他」、特になし。

以上で委員長報告を終わります。

議長 委員長の報告が終わりました。

質疑、討論、採決は、1件ごとに行います。

議長 議案第1号「設楽町消防団条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第1号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第1号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第2号「設楽町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第2号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第3号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

10 田中 議案第3号ですね。私、国保条例の一部改正の条例に対しては、反対の立場から意見を申し上げたいと思います。

この今回の条例改正は、国保料の限度額の引上げで、値上げということをやろうということでありまして、ただ、一方では出産一時金の引上げが行われるということで、両方から抱き合わせで提案されておりまして、これには反対であります。

以上です。

議長 ほかにありませんか。

（なし）

議長 ないようでありますので、討論を終わります。

議案第3号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第4号「町道路線の変更について」の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第4号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 請願第1号「沖・駒地区における風力発電所建設計画の中止を求める請願」の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

10 田中 先ほど委員長報告を承りましたけれども、私はどうしても趣旨採択という結論には納得できません。いったい、趣旨採択というのはどういう意味ですか。

6 金田(敏) 出されました請願の言われていることはよく理解できますが、ここで採決を採るまでには至らないということでございます。と、私は解釈しております。

10 田中 趣旨採択というのは、含意は理解できますけれども、その要請の趣旨には沿いかねます、というのが趣旨採択です。ですから、この請願に対して、言わば不採択と言ってもいいような結論だと思うのです。それは、私おかしいと思うのですけれども、知事宛に意見書を出してほしいというのが、どうも引っかかったようであります。知事に沖・駒をはじめ、請願者の声を知事に伝えること、そのことを意見書にしたためることは別におかしくないと思うのですが、いかがでしょうか。

6 金田(敏) 地元への説明、あるいは環境アセスにも入っていない段階で、知事へ設楽町議会から意見書を出すというのは妥当なものかということで、委員会では審議されました。もう少し話が進んだ段階であれば意見書を出すこともできますが、まだ知事には、風力発電そのものが、やられるということが業者のほう等々からも伝わっていない状態で意見書を出すのは、時期早々ではないかという意見が出ておりました。

7 金田(文) 総務建設委員会、当日の朝に発電所の設置手続等の環境法、あるいは自然公園法等の書類が出されました。まだ意見書提出の時期ではないと、今、委員長がおっしゃるように説明されました。そして、同僚議員も、住民の皆さんへの善意として、時期が早いと教えてくださったものと受け止めました。そのため、私が趣旨採択を提案してしまいました。しかしながら、その後時間がありましたので、調査をしたり、考えたり、助言を受けたりといたしましたところ、私が趣旨採択という意見を出したのは大きな間違いだったと気づきました。これは、委員会開始直前の提示だったので、十分に資料を読み込む時間がなかったこと、それから、調査の時間がなかったことが主たる原因ですが、また、私の議員としての見識が浅かったことが一番の原因ですので、ここでおわびいたしたいと思えます。

1 原田(純) たぶん、3月15日の総務建設委員会で、「沖・駒地区における風力発電所建設計画の中止を求める請願」は、全員一致で趣旨採択と決せられましたが、紹介議員としての責務を果たすには、委員会で不採択の立場を貫くべきであったと強く思うに至りました。

議長 1番に注意いたします。質疑の場でありますので、意見の場ではございません。討論のときに意見は述べていただくようお願いいたします。

1 原田(純) はい。

8 高森 請願が出されて、趣旨採択というのは、だいたい趣旨採択というのは、要望書に対して出されるのが多いのです。というのは、二、三年すればその趣旨がそのまま……

議長 8番高森君に注意を申し上げます。出されました議題についての質疑でありま

すので、意見の場合は、討論でお願いいたします。何度も同じことを言わせないようにお願いいたします。

10 田中 動議。私、個人的には趣旨採択というのは真意を測りかねますけれども、議会の中でいろいろ意見が割れているようですので、休憩をとりまして、委員長の報告は報告でありますけれども、もう少し慎重に審議をする必要があるかなと思いましたが、ぜひここで休憩をとって、議員の間で再検討をしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長 休憩動議として捉えてよろしいですか、10 番田中邦利君。

10 田中 休憩動議です。

議長 ただいま、10 番田中邦利君から休憩の動議が出されました。休憩動議を議題にすることに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

議長 全員です。それでは、暫時休憩といたします。

議会事務局長 委員会室にお願いいたします。

休憩 午前 9 時 39 分

再開 午前 10 時 11 分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑はほかにございませんか。

1 原田(純) 動議。

議長 1 番、原田純子君。

1 原田(純) 更に慎重審議を図るために、継続審査を提案いたします。

議長 ただいま、原田純子君から、継続審査の動議がございました。

継続審査に対します動議に対しまして、議題に付すことに賛成の方、挙手願います。

[賛成者挙手]

議長 多数です。それでは、継続審査に対する賛同をいただきましたので、議題とさせていただきます。

それでは、継続審査の動議に対して賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

議長 多数であります。

先ほどは、動議を付すことに賛同いただいて、今は動議に対する賛同をいただきました。

それでは、ただいま継続審査ということで決定いたしましたので、この議題につきましては、継続審査として対応をさせていただきたいと思っております。

請願第 1 号は、継続審査として決定されました。

議長 陳情第 1 号「社会福祉法人田口宝保育園の運営を町に委ねることについての陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 これでは討論を終わります。

陳情第1号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

陳情第1号は、委員長報告のとおり採択されました。

議長 要望第1号「段戸山国有林内風力発電所建設計画に関する要望書」の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

要望第1号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

要望第1号は、委員長報告のとおり採択されました。

議長 日程第8、議案第15号「令和5年度設楽町一般会計予算」から日程第18、議案第25号「令和5年度設楽町下水道事業会計予算」の11議案を一括議題とします。

本案は、予算特別委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。

11 加藤 こんにちは。それでは、予算特別委員会の報告をいたします。

令和5年設楽町議会予算特別委員会の委員長報告を、設楽町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

予算特別委員会は、令和5年3月1日水曜日、3月15日水曜日及び3月16日木曜日の3日間にわたり、令和5年度設楽町一般会計歳入歳出予算、8特別会計予算歳入歳出予算及び、2事業会計歳入歳出予算について慎重審議いたしました。その経過と結果は以下のとおりです。

3月15日、午前9時00分から午後3時28分まで、総務建設委員会所管の審議をしました。

出席者は、町長、副町長、教育長以下役場担当課長及び担当職員と、委員10名全員です。

質疑内容は以下のとおりです。

質疑、一般会計予算案の「歳出」に関する審議では、質疑は合計140件でありました。

その内訳は、議会費、質疑なし。総務費、質疑 64 件。農林水産費、質疑 20 件。商工費、質疑 32 件。土木費、質疑 20 件。消防費、質疑 4 件。災害復旧費、質疑なし。公債費、質疑なし。諸支出金、質疑なし。「歳入」に関する質疑 1 件でありました。

特別会計予算に関する審議では、田口財産区特別会計予算、質疑なし。段嶺財産区特別会計予算、質疑なし。名倉財産区特別会計予算、質疑なし。津具財産区特別会計予算、質疑なし。その他 1 件でありました。

次に、3月16日、午前9時00分から午後3時52分まで、文教厚生委員会所管の審議をいたしました。

出席者は、町長、副町長、教育長以下役場担当課長及び担当職員と、委員 10 名全員です。

質疑内容は以下のとおりです。

質疑、一般会計予算の「歳出」に関する審議では、質疑は合計 120 件でありました。その内訳は、総務費、質疑 7 件。民生費、質疑 57 件。衛生費、質疑 24 件。農林水産費、質疑なし。土木費、住宅費、質疑なし。教育費、質疑 32 件。「歳入」に関する質疑はなしでした。

特別会計に関する審議では、質疑は合計 4 件。その内訳は、国民健康保険特別会計予算、質疑 3 件。後期高齢者医療保険特別会計予算、質疑なし。町営バス特別会計予算、質疑なし。つぐ診療所特別会計予算、質疑 1 件。

事業会計予算に関する審議では、質疑は合計 5 件。その内訳は、簡易水道事業会計予算、質疑なし。

公共下水道特別会計予算、質疑 5 件。

質疑終了後の討論では、一般会計予算を反対とする討論 1 名、一般会計予算を賛成とする討論 1 名。討論は、本日、本会議 3 日目に行います。

予算審議終了後に採決を行い、以下のように決定いたしました。

議案第 15 号「令和 5 年度設楽町一般会計予算」、討論、反対・賛成各 1 名は、本日、本会議 3 日目に行います。採決、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第 16 号「令和 5 年度設楽町国民健康保険特別会計予算」討論なし。賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第 17 号「令和 5 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算」、討論なし。全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第 18 号「令和 5 年度設楽町町営バス特別会計予算」、討論なし。採決、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第 19 号「令和 5 年度設楽町つぐ診療所特別会計予算」、討論なし。採決、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第 20 号「令和 5 年度設楽町田口財産区特別会計予算」、討論なし。採決、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第 21 号「令和 5 年度設楽町段嶺財産区特別会計予算」、討論なし。採決、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第 22 号「令和 5 年度設楽町名倉財産区特別会計予算」、討論なし。採決、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第 23 号「令和 5 年度設楽町津具財産区特別会計予算」、討論なし。採決、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第 24 号「令和 5 年度設楽町簡易水道事業会計予算」、討論なし。採決、全

員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第 25 号「令和 5 年度設楽町下水道事業会計予算」、討論なし。採決、全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上で、令和 5 年度予算特別委員会、委員長報告を終わります。

議長 委員長の報告が終わりました。

討論、採決は 1 件ごとに行います。

議案第 15 号「令和 5 年度設楽町一般会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

10 田中 執行部の皆さんが一生懸命編成作業ををやっていただいた一般会計予算でありますので、一生懸命反対しますのでよろしくお願いします。

令和 5 年度一般会計予算に反対の立場から討論を行います。

第 1 に、住民の暮らしと福祉を良くする、というのが自治体の本来の仕事です。物価高騰で暮らしと経営が大きな打撃を受け、地域経済の疲弊も深刻になっているときだからこそ、これに全力をあげなければなりません。

しかし、新年度予算は、町民にとって負担が限界にきている国保料を「国保の都道府県化」の名で値上げを段階的に進める第一歩となっています。国庫負担の抜本的な増額を求め、国保料の引下げを行なうよう要求します。また、18 歳以下の保険料均等割分を全額減免するよう求めます。

小中学校の給食費無償化は全国 250 自治体を超え、加速度的に拡大していますが、当予算では実施の予定がないやに見えます。無償化・負担軽減に踏み出すよう求めます。福祉移送サービスの利用料金の軽減は今回も見送られました。補聴器はじめ福祉施策の周知・徹底が図られていません。燃料高騰、肥料・餌代高騰への町の支援については、予算化されていません。経年劣化の激しい建物や施設の修繕が立ち遅れております。

第 2 に、地方自治体が国の悪政から住民の暮らしを守る防波堤になることあります。国の悪政に自治体が従い、国の「出先機関」となるのには反対です。

政府が掲げる「デジタル田園都市国家構想」には、地方自治体の個人情報保護制度を壊すという重大な問題があります。マイナンバーによって、地方自治体が持つ個人情報と国や民間の情報が関連付けられれば、所得や資産、教育や健康態はもとより、思想・信条、交友関係、行動履歴などのプライバシーが丸ごと国家権力に握られてしまいます。ポイント付与されても町民にそれほどメリットはなく、逆に個人情報が駄々洩れになる危険性があります。

新年度予算は、こういうものを国の指示どおりに普及しようとしております。Jアラートは防災に特化すべきであるが、弾道ミサイル情報のような軍事訓練もどきの利用を容認しています。

近年の町予算は、設楽ダムを前提にしたものになっているうえ、町民の安全に密接に関わる地質や断層の調査には関心がありません。

世界ラリー選手権の主体は豊田市、恵那市であり、町の名前が出るだけで十分との言及がありましたが、このイベントの性格はその程度とわかり、にもかかわらず、今回も大きな予算が取られています。

第 3 に、効率化、見直しが必要な事業について述べます。

移住定住事業は、目標と実績が乖離しており、効率的な財政運営の観点からは、チェック対象そのものであり、続けてよいのでしょうか。

住宅入居率の改善に解決策が見当たりません。家賃引下げや古い住宅の民間払

下げを検討すべきときだと思えます。

民間保育所が経営危機に陥っているが、保育・職員配置の国基準にとらわれず、独自の手厚い支援策をとるべきで、それらを実現してこなかったことが今回の町委託の要因になりました。

気候危機に関する施策は不十分。大型風力発電の立地制限なども必要でありませんが、これも手が打たれておりません。

第4に、評価できる事業としては、がん患者へのアピアランスケア支援事業、带状疱疹ワクチン接種の助成、住宅リフォームの復活などですが、予算の一部であり、全体的には令和5年度一般会計予算に反対するものです。

以上です。

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

3七原 私は令和5年度設楽町一般会計当初予算案に賛成の立場で討論させていただきます。

町長は今議会における施政方針の中で、令和5年度の予算編成について「町の10年後を見据えて各種事業を展開していくことを基本とした」と述べられました。

一般会計当初予算は前年比0.4%増の約60億5,000万円。微増の要因は、老人福祉施設やすらぎの里大規模改修、田口小学校給排水施設更新、上下水道施設整備費の増額等、将来のための必要な投資を計上したためです。

商工観光関係では、道の駅及びその周辺、きららの森等の整備も進められており、また、WRCをはじめとする各種イベントにより交流人口の増加が期待され、ひいては将来の移住定住の促進につながることを期待されます。

農林業関係では、各種必要なインフラ整備、支援事業のほか、山間地営農等振興事業補助金、産地パワーアップ事業補助金といった将来へ向けた投資の補助が計上されており、J-クレジット制度導入調査委託といった森林の持つ新たな価値の研究が計上されております。

教育関係では、少子化の加速により令和6年4月に小中学校の統合が予定されていますが、ALTの派遣やICT支援等、子供たちの将来への投資はきちんと計上されております。

設楽ダムの完成は8年延期されましたが、交通網の整備や上下水道等の施設整備については当初の予定どおり令和8年の事業完了を目指すと言われており、町の努力がうかがえます。

そのほか、福祉、衛生関連を始めとする各予算も、国、県との連携の下、必要な措置が計上されてくると判断します。

以上をもって賛成の理由といたしますが、最後に、肥大化した財政のスリム化に取り組もうとすれば、時には町民に対しきついこと、不人気なこともせねばなりません。行政自ら身を切る覚悟が必要な場合もあります。甘いうそではなく苦い真実に正面から取り組まなければなりません。そのことを強く求め、賛成の討論といたします。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 これで討論を終わります。

議案第15号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

議案第 15 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 16 号「令和 5 年度設楽町国民健康保険特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 16 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

議案第 16 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 17 号「令和 5 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 17 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 17 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 18 号「令和 5 年度設楽町町営バス特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 18 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 18 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 19 号「令和 5 年度設楽町つぐ診療所特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第 19 号を採決します。採決は、起立によって行います。
本案に対する委員長報告は、可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。
議案第 19 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 20 号「令和 5 年度設楽町田口財産区特別会計予算」の討論を行います。
討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第 20 号を採決します。採決は、起立によって行います。
本案に対する委員長報告は、可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。
議案第 20 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 21 号「令和 5 年度設楽町段嶺財産区特別会計予算」の討論を行います。
討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第 21 号を採決します。採決は、起立によって行います。
本案に対する委員長報告は、可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。
議案第 21 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 22 号「令和 5 年度設楽町名倉財産区特別会計予算」の討論を行います。
討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第 22 号を採決します。採決は、起立によって行います。
本案に対する委員長報告は、可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。
議案第 22 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 23 号「令和 5 年度設楽町津具財産区特別会計予算」の討論を行います。
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 23 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第 23 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 24 号「令和 5 年度設楽町簡易水道事業会計予算」の討論を行います。
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 24 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第 24 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 25 号「令和 5 年度設楽町簡易水道事業会計予算」の討論を行います。
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 25 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第 25 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 日程第 19、「所掌事務の調査報告」を議題とします。

設楽ダム対策特別委員長の報告をお願いします。

4 原田(直) 令和 5 年第 1 回設楽ダム対策特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

令和 5 年 3 月 17 日金曜日午前 9 時 28 分から正午まで委員会を開催しました。

出席者は、委員 6 名全員、議長、議会事務局長。町からは、土屋町長をはじめ 8 名。国土交通省設楽ダム工事事務所からは、小川副所長はじめ 8 名。愛知県豊

川水系対策本部からは、水野副本部長はじめ7名。設楽ダム関連事業出張所からは、益田所長はじめ4名の出席をいただきました。

審査事件として、(1)「設楽ダム建設事業について」、工事や振興策の状況について説明を受け、質疑に入りました。15件の質疑がありました。詳細については、裏に付てありますので御覧いただきたいと思います。

(2)「設楽ダム関連事業について」、愛知県豊川水系対策本部と、設楽ダム関連事業出張所から説明を受けました。

1番目、「設楽ダム建設事業の推進に関する事前確約事項について」、令和4年11月14日議会全員協議会の回答の追記案件について説明を受けました。質疑2件がありました。

2番目、続いて、設楽ダム水源地域対策事業積立金の運用について説明を受け、1件の質疑がありました。

3番目、設楽ダム関連事業の進捗について、2件の質疑がありました。これについても裏に質疑内容が付ていますので御一読いただきたいと思います。

設楽町の設楽ダム建設事業につきましては、時間の都合上割愛をさせていただきました。

「その他」、1件要望がありました。

以上で報告を終わります。

議長 設楽ダム対策特別委員会の委員長報告は終わりました。

議長 日程第20、発議第1号「設楽町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

11 加藤 発議第1号「設楽町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を提案いたします。

設楽町議会の個人情報の保護に関する条例を、次のように定める。令和5年3月24日提出ということでございます。

これは、設楽町議会の個人情報の保護に関する条例を、地方自治法第112条第1項及び設楽町議会会議規則第14条第3項の規定により提出するものです。

提案理由ですが、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、議会における個人情報の適切な取扱いに関し必要な事項を定めるため条例を制定する必要があるため、ということでございます。

制定事項は、5ページ、次のページですが、目次、第1章「総則」から第6章「罰則及び附則」となります。議会活性化委員会で検討を進めてきましたので、内容の詳細については申し上げますが、御審議よろしく申し上げます。

議長 提案理由の説明が終わりました。

発議第1号の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第1号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

発議第 1 号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第 21、発議第 2 号「設楽町議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

10 田中 設楽町議会委員会条例の一部を改正する条例であります。その趣旨につきましては、設楽町議会委員会条例の一部を改正する条例を、地方自治法第 112 条第 1 項及び設楽町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出するものであります。

提案理由であります。令和 5 年 4 月に実施される設楽町議会議員選挙から、議員定数を 12 人から 10 人に削減することに伴いまして、常任委員会の委員定数を改正する必要があるためであります。詳細につきましては、添付のとおりであります。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

発議第 2 号の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第 2 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

発議第 2 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 22、議案第 26 号「令和 4 年度設楽町一般会計補正予算（第 7 号）」から日程第 24、議案第 28 号「令和 4 年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第 4 号）」までを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第 26 号から、議案第 28 号について、一括で説明をさせていただきます。

今回の補正 3 議案は、年度末を控え、3 月議会最終日の上程で申し訳ありませんが、本年度の執行业務について最終的な執行状況を精査した結果、次年度への繰越明許費の設定を追加する必用が生じたため、地方自治法の規定に基づき、補正予算を再度計上し、効率的かつ効果的に事業を進めるものであります。

それでは、初めに、議案第 26 号「令和 4 年度設楽町一般会計補正予算（第 7 号）」について説明しますので、33 ページを御覧ください。

第 1 条の「繰越明許費」について、34 ページの第 1 表を御覧ください。

今回の補正による新たな繰越明許費の設定は 2 件で、総額 2,664 万 5,000 円あります。

2 件の繰越事業、「簡易水道特別会計繰出金」及び「公共下水道特別会計繰出金」は、今年度施工予定をしておりました、特定環境保全公共下水道事業、管渠布設舗装復旧工事 R4-2 についての財源となっているものあります。

この工事は、下水道管渠布設工事及び水道管更新工事施行後の舗装の本復旧を行う工事であります。なお、下水道分と水道分をアロケーションとして工事を1本で発注をしています。

舗装工事前の上下水道の管渠布設工事に遅れが生じ、舗装本復旧工事着手に必要な、管渠布設完了後の自然転圧期間確保後の舗装工事施工期間工期が年度内では困難となったため、繰越しをして早急に舗装本復旧を行い、車両振動を軽減することで住民の良好な生活環境に努めるものであります。

次に、議案第27号「令和4年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第3号）」について説明します。

第1条の「繰越明許費」について、36ページの第1表を御覧ください。

繰越明許費を追加する理由は、先ほどの一般会計補正予算のとおりですが、下水道分と水道分をアロケーションとして工事を1本で発注をしておりますので、水道分を特別会計で繰越明許するものであります。

次に、議案第28号「令和4年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第4号）」について説明します。

第1条の「繰越明許費」について、38ページの第1表を御覧ください。

繰越明許費を追加する理由は、先ほどの簡易水道特別会計補正予算同様ですが、下水道分と水道分をアロケーション工事として1本で発注をしておりますので、下水道分を特別会計で繰越明許するものであります。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

質疑、討論、採決は、1件ごとに行います。

議案第26号「令和4年度設楽町一般会計補正予算（第7号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

6 金田(敏) 先ほどの説明で、下水及び水道工事の仮復旧の自然転圧のために工事を繰り越していきたいということでありましたが、御存じのとおり、車が通るたびにかなり大きな振動が出ております。この間に自然沈下された場合の仮復旧の対応は十分していただきたいと思いますが、その辺の対応はどのようになっていますか。

生活課長 工事が3月7日に仮復旧が終わりまして、1か月を転圧期間とみなしております。4月の上旬には次の本舗装に入れる予定で計画をしておりますので御了承いただきたいと思います。

以上です。

6 金田(敏) 工事を了承するのはいいのですが、その間に舗装等が下がった場合の対応をしっかりとしていただきたいとお願いしているのですが、町のお考えをお聞きします。

生活課長 対応させていただきたいと思います。

以上でございます。

議長 ほかにございませんか。

7 金田(文) 今、1か月くらいの繰越しと伺ったのですが、こういうふうに、工事が完了しなくて繰越しされていくことによって、今まで累積した全体の計画への影響はどのようになっていますか。それを補って予定どおりにするのか、そのまま先へ少しずつ延びるのかということについてお考えを教えてください。

生活課長 今回は1か月遅れの工事完了ということで、ほかの事業に影響を与えるか

と言われますと、今回の1か月遅れが与えることはないと考えております。
以上でございます。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第26号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第26号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第27号「令和4年度設楽町簡易水道特別会計補正予算(第3号)」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第27号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第27号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第28号「令和4年度設楽町公共下水道特別会計補正予算(第4号)」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第28号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第28号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第 25、「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。
議会運営委員長より、設楽町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申出がありました。
お諮りします。申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
議長 異議なしと認めます。
よって、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

議長 日程第 26、「設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。
設楽ダム対策特別委員長より、設楽町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申出があります。
お諮りします。申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
議長 異議なしと認めます。
よって、設楽ダム対策特別委員長の申出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定いたしました。

議長 総務建設委員長から、閉会中の継続審査の申出がありました。
日程に追加し、日程第 27「総務建設委員会の閉会中の継続審査について」を議題とすることに御異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
議長 異議なしと認めます。
日程第 27「総務建設委員会の閉会中の継続審査について」を議題とします。
総務建設委員長より、設楽町議会会議規則第 75 条の規定により、申出のありましたとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
議長 異議なしと認めます。
総務建設委員会の継続調査をすることに決定いたしました。

議長 以上で、本日の日程は、全て終わりました。
会議を閉じます。
令和 5 年第 1 回設楽町議会定例会の閉会を宣言いたします。お疲れ様でございました。

閉会 午前 11 時 04 分